平成２３年（フ）第２２６号
三重県四日市市別名３丁目６番４号　シティハイツヤマノ101号、前住所名古屋市西区城町362番地
債務者　岩間　信二
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
三重県四日市市西松本町14番３号、前住所三重県四日市市滝川町10番17号
債務者　吉田　隆一
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
滋賀県近江八幡市大森町55番地　１号
債務者　西　　政雄
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第６０６号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目２番22号　ジョイフル北武庫之荘204、前住所兵庫県尼崎市塚口町１丁目14番地の20
債務者　山中　正智
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０８号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目28番地の１　ツインコート東園田210号
債務者　大野　武昭
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１５号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目20番３号　ヌーベル塚口102号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目24番13―502号
債務者　山本　栄子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８１８号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目10番13―306号
債務者　大野　一孝
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３０号
兵庫県尼崎市口田中１丁目５番18号
債務者　髙山　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８５０号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目11番24号　吉村文化２階
債務者　中野　一久
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８２号
鳥取県米子市永江734番地
債務者　谷田　真美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１０５７号
広島市安芸区船越５丁目14番６―202号
債務者　西井　千恵（旧姓金森）
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０９９号
広島市南区西本浦町１番49―402号
債務者　中山　和昭
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５６号
広島市佐伯区五日市駅前３丁目１番２号
債務者　味村　正敏
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１５７号
広島市佐伯区五日市駅前３丁目１番２号
債務者　味村千枝子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９４号
山口県下関市椋野町２丁目17番30号　レオパレスＭＵＫＵＮＯ―104号、前住所山口県下関市椋野町２丁目17番40号
債務者　林　　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
山口県下関市菊川町大字上田部607番地５
債務者　松村　博典
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
徳島県阿南市柳島町蛭子裏29番地２、住民票上の住所徳島県阿南市柳島町六反地11番地３
債務者　藤本　真明
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部